

鳥取県告示第536号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

高住地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市高住字寺谷670	1号
鳥取市高住字寺谷1068	2号及び3号
鳥取市高住字村土居698	4号
鳥取市高住字小荒田1081-2	5号
鳥取市高住字村土居743	6号及び7号
鳥取市高住字村土居705地先市道1	8号
鳥取市高住字村土居697	9号
鳥取市高住字村土居695-1	10号
鳥取市高住字村土居693-1	11号